東京大学における遺贈取扱規則

令和４年３月２４日
役員会議決
東大規則第１０３号
沿革

（趣旨）

第１条　この規則は、東京大学寄附取扱規則（平成１６年９月３０日東大規則第２３４号。以下「寄附規則」という。）第２条第２項の規定に基づき、国立大学法人東京大学（以下「東京大学」という。）における遺贈の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　遺贈　遺言により自己の財産の全部又は一部を寄附することをいい、民法（明治２９年法律第８９号）第９６４条に規定する包括遺贈及び特定遺贈をいう。

(2)　部局　寄附規則第５条第１項に規定する部局をいう。

(3)　特定遺贈　遺産のうち特定された財産を対象とする遺贈をいう。

(4)　包括遺贈　遺産のうち全部又は一定の割合で示された部分を対象とする遺贈をいう。

(5)　株式等　東京大学における寄附による株式等取得取扱規則（平成１８年１月３０日東大規則第５５号。以下「株式等規則」という。）第２条第１号に規定する株式等をいう。

(6)　限定承認　民法第９２２条に規定する遺贈によって得た財産の限度においてのみ遺言者の債務を弁済することを留保して行う承認をいう。

(7)　単純承認　民法第９２０条に規定する遺言者の権利義務を無限に承継する承認をいう。

（遺贈の判定等）

第３条　部局の長は、遺贈の申入れがあったときは、受入決定前かつ速やかにディベロップメントオフィス（東京大学基本組織規則第１８条の規定に基づく室として設置されるものをいう。以下同じ。）の長に対し、報告しなければならない。

２　部局の長は、ディベロップメントオフィスの長から求められたときは、速やかに、前項の遺贈に係る必要な情報の提供を行うものとする。

３　ディベロップメントオフィスの長は、第１項の報告を受けたときは、当該遺贈が特定遺贈であるかを判定し、その結果を、部局の長へ通知する。

（特定遺贈に関する取扱い）

第４条　前条第３項の規定により、特定遺贈であると判定された場合については、寄附規則第１条に規定する寄附として、同規則の規定を適用する。

（特定遺贈ではないと判定された遺贈に関する取扱い）

第５条　第３条第３項の規定により、特定遺贈ではないと判定された場合、株式等及び不動産（当該遺贈に含まれる不動産であって現物寄附されるものをいう。以下同じ。）を除く遺贈については、この規則に定めるもののほか、東京大学基金規則（平成１６年９月３０日東大規則第２３５号。以下「基金規則」という。）第３条の２第１項に規定する寄附として、同規則の規定を適用する。

２　前項に規定する場合において、株式等の遺贈については、この規則に定めるもののほか、寄附規則第２条第１項に規定する株式等の寄附として、株式等規則の規定を適用する。

３　第１項に規定する場合において、不動産の遺贈については、この規則に定めるもののほか、寄附規則第１条に規定する寄附として、同規則の規定を適用する。

（特定遺贈ではないと判定された遺贈の受入）

第６条　ディベロップメントオフィスは、第３条第３項の規定により特定遺贈ではないと判定された場合、当該遺贈の受入れに係る調査及び審査を関係部署と協力して行う。

２　ディベロップメントオフィスの長は、前項の調査及び審査において、包括遺贈であることが判明し、限定承認による受入れが可能と判断した場合、前条の規定を適用し、所定の受入決定を経た後、原則として、裁判所に対し、限定承認に係る申述手続きを行うものとする。

３　ディベロップメントオフィスの長は、前項の限定承認の申述が裁判所に受理されない場合であって、第１項の審査結果に基づき、単純承認を行うことにより東京大学が不利益を受けると判断するときは、当該遺贈を放棄する。

４　ディベロップメントオフィスの長は、第２項の限定承認の申述が裁判所に受理されない場合であって、単純承認を行うことが東京大学にとって利益があると認めるときは、CFOと協議を行う。

５　前項の協議において、ディベロップメントオフィスの長とCFOが単純承認を行うことが東京大学にとって利益があり妥当であると判断するときは、当該遺贈について単純承認をすること又は放棄することの決定は、役員会の議を経て総長が行う。

（配分率）

第７条　ディベロップメントオフィスの長は、特定遺贈ではないと判定された遺贈に係る東京大学基金細則（平成１７年１月１４日東大規則第２７３号）第３条第２項の配分率について、同細則の定める範囲内において決定することができる。

（包括遺贈の受入れに係る経費）

第８条　包括遺贈の受入れにあたり、必要な費用及び東京大学が遺言者の債務を弁済する場合の資金は、原則として、東京大学基金の非目的指定寄附基金から支払うものとする。

２　前項に定める弁済資金に不足が生じる場合の取扱いについては、役員会の議を経て総長が決定する。

（補則）

第９条　この規則に定めるもののほか、遺贈の取扱いに関し、必要な事項は、渉外を担当す

る理事又は副学長が、別に定める。

附　則

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和６年６月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和８年９月１日から施行する。

沿革

東京大学における遺贈取扱規則

体系情報
□第４編　研究・交流
　▽第２章　研究・産学連携等

沿革情報
◆令和０４年０３月２４日　　役員会議決
◇令和０６年０５月３０日
◇令和０８年０９月０１日